

再委託に関するガイドライン

令和4年11月 制定

宝塚市総務部契約課

目次

1 はじめに	．．．	1
2 ガイドラインのポイント	．．．	1
3 業務委託契約約款の改正	．．．	1
4 対象となる業務	．．．	2
5 一括再委託の禁止	．．．	2
6 運用にあたって	．．．	3
7 承認手続き	．．．	8
8 無届けで再委託を行なった者に対する措置	．．．	8
9 再委託承諾申出書等	．．．	8
10 その他	．．．	8
11 再委託に関するQ&A	．．．	9

【参考資料】

・事業者配布用リーフレット	．．．	10
・再委託承諾申出書	．．．	11
・再委託承諾書	．．．	12

1 はじめに

再委託については、業務委託契約約款第5条の規定に「再委託等の禁止」「委託業務の全部若しくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」との規定はありますが、これに関する一般的なルールはありませんでした。

このため、再委託にかかる手続きの適正化を図るため、その基準と運用についてこのガイドラインを定めるものです。

2 ガイドラインのポイント

- 1) 業務委託契約約款第5条を「一括再委託の禁止」に改めます。
- 2) 再委託ができない範囲を、全部、主たる部分及び契約金額の2分の1以上に相当する部分と定めます。なお、近時、多数の業種を含む業務を一括して委託する場合がある実情に鑑み、「他の部分から独立して機能を発揮する部分」の再委託禁止については削除します。
- 3) 運用にあたっては、受託者が再委託を行う場合には、必ず市に届出をおこない、あらかじめ、市の許可を得ることを必須とします。
- 4) 再委託の承諾にかかる手続きの様式を定めます。
- 5) 無断で再委託した場合は契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、入札参加制限や指名停止を受けることがあります。
- 6) このガイドラインは、令和5年(2023年)1月1日以降に発注する案件から適用します。

3 業務委託契約約款の改正

業務委託契約書第5条(成果物のある契約については第9条)(再委託等の禁止)を次のように改めます。

●現行

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部若しくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

●改正後

(一括再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

3 乙は、前項の場合、業務の一部を委託し、又は請け負寄せた者の商号又は名称その他甲が必要とする事項を甲に届け出なければならない。

4 対象となる業務

業務委託(コンサル※を除く。)

※コンサルとは、工事に伴う設計、監理及び調査並びに測量等を指します。

5 一括再委託の禁止

(1) 再委託できない部分

ア 委託業務の全部

イ 委託業務の主要な部分

ウ 契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分

※ただし、契約金額の2分の1以上に相当する部分であっても、自らが業務の実施を直接指揮、監督することで業務の実施に直接関与する場合を除く。

(2) 主たる部分の判断

◇主たる部分※の考え方

ア 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務

※主たる部分の例は、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等です。できれば、仕様書に明示するようにしていくことが望ましい。

イ ア以外で、契約金額の2分の1以上に相当する部分

◇再委託できる部分の考え方

・承諾を得て再委託できるもの

ア 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、附随的な業務

イ 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

・承諾を得ずに再委託できるもの

簡易なもの(コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など)

ポイント

契約の相手方として自らが行うべき業務(主たる部分)と第三者が行っても差し支えない業務(承諾を要する業務)、及び容易に遂行できる軽微な業務(承諾を要しない業務)を区分しておく必要があります。また、再委託が想定されるときは、契約締結後、速やかに契約の相手方から見積明細内訳書を徴取することが必要です。

6 運用にあたって

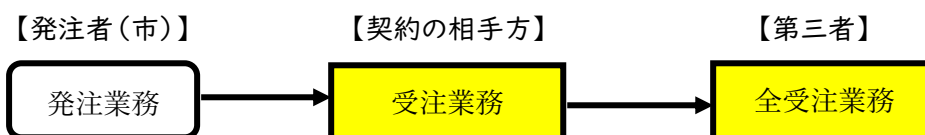
運用にあたっては、委託業務はその形態や内容が多岐に亘り、さらには分業化や専門化などが進んでいる状況もあることから、次のような判断例を示します。

(1) 一括再委託にあたるケース

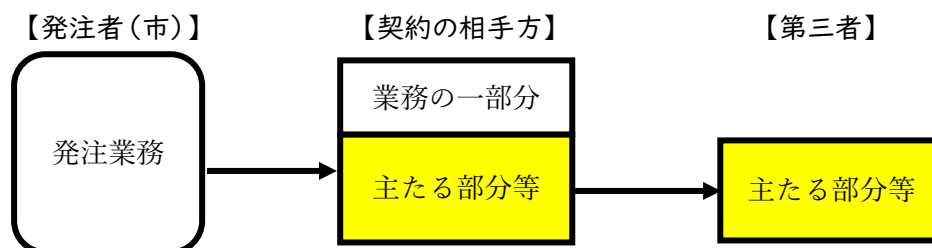
ア 全ての業務、主たる部分又は契約金額の2分の1以上に相当する部分を一者に再委託しようとするとき。

契約の相手方が再委託先に対して指揮、監督する場合でも再委託は承諾できません。

- 一括して全てを第三者へ再委託(いわゆる「丸投げ」)するとき。



- 業務の一部は自らが実施するが、主たる部分を再委託するとき。



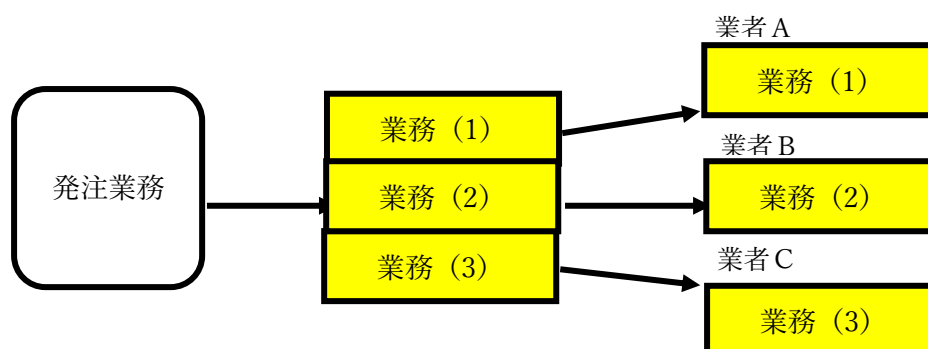
(具体例) 契約の相手方が、自らの営業種目である「建物清掃」として主要な業務である施設清掃委託を請け負ったにも関わらず、同じ「建物清掃」を営業種目とする第三者に再委託する場合などです。

イ 業務の全てを分割して複数の業者に再委託しようとするとき

【発注者(市)】

【契約の相手方】

【第三者】



※ 仕様書において「主たる部分」を明示しなかった場合について、業務を細分化して複数の者に全て再委託し、自らは契約の履行場所に常駐していないため、実際に直接に指揮、監督又は検査等を実施していると認められない場合などです。

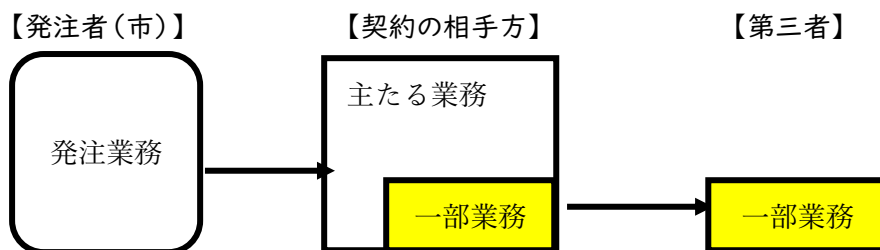
ポイント

契約金額の2分の1以上の部分を再委託できる場合は、それぞれの業務の実施現場において、再委託の相手方に対して直接指揮、監督を実施する場合に限るものです。

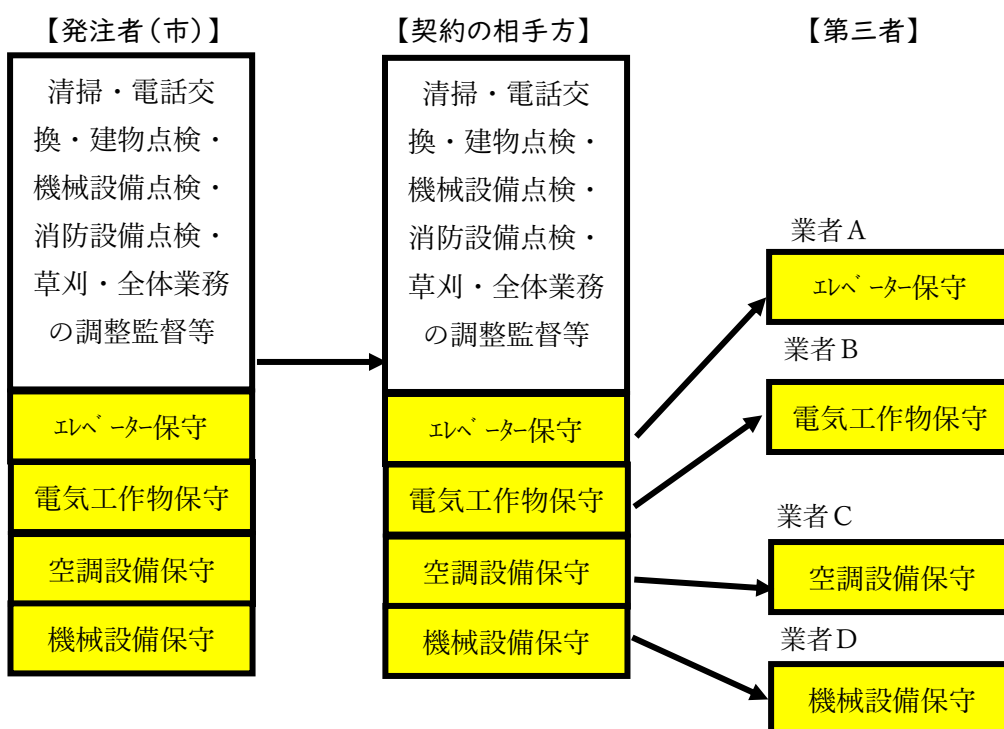
再委託の承諾(後も)にあたっては、必ず指揮・監督の実態を確認するものとします。

(2) 一括再委託にあたらぬケース

ア 一部を再委託するが、業務の大部分又は主たる部分等は自らが実施するとき。



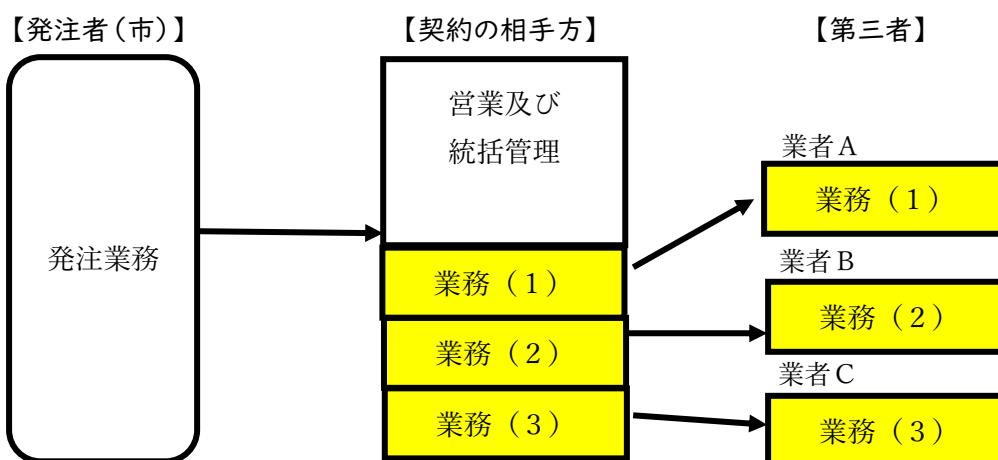
イ 多数の業種を含む業務を一括した複合業務として受託した場合、自ら実施できない業務について第三者へ再委託するとき。



☆多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケースなどです。

(具体例) 施設の総合管理等、業務内容が多岐に亘るため、契約の内容すべてを一者で履行できる者がほとんどいないため、業務を分割し、自ら一部の業務を実施するほか、自ら実施できない業務を第三者へ再委託しなければ履行できないときや、発注者側の都合により複数業務を一括発注としているが、再委託を禁止すると契約を履行できる業者が無いときが該当します。

ウ 業務を細分化して複数の者に再委託するが、自らも再委託の相手方それぞれの業務実施について、直接の指揮、監督、検査等を行うことで、作業の実施に直接関与するとき。



☆多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケースなどです。

「多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケース」や「グループ企業の間で営業と役務提供を分業しているケース」など業務を細分化して複数の者に再委託する場合(ただし、主たる部分は契約の相手方が履行する場合には限りません。)において、再委託全体で契約金額の2分の1を超えるときであっても、再委託による業務の実施に当たり、それぞれの業務の実施現場において、契約の相手方が再委託の相手方に対し、直接に指揮、監督を行うときは、再委託することができるものとします。(ただし、指揮、監督等を業務の実施現場において実施する場合には限りません。)

(具体例) 機械、電算システム等の開発・保守管理等では、機械やシステム等の製造・開発メーカー等が、会社の各部門の営業を行う会社と役務サービスの提供を行う会社等に分社化、グループ化しているところが対象となるものです。グループ内で役務サービス提供会社の業務に関する入札及び契約その他の営業を、営業担当会社が行う形態となっていることがあります。

ポイント

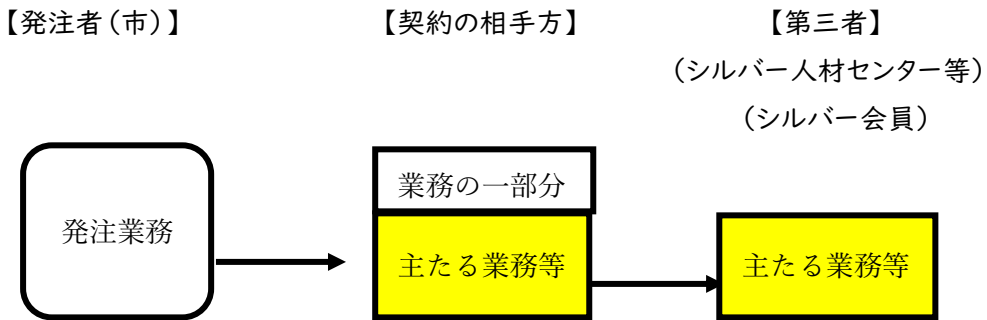
現在、グループ企業への部分委託や専門化による分業委託化が拡大している状況で、その広がりにはコンピュータシステムの開発・改修、機械・設備の維持管理、印刷と製本、設計業務における建物設計と構造計算などに見られます。

(3) 一括再委託の例外

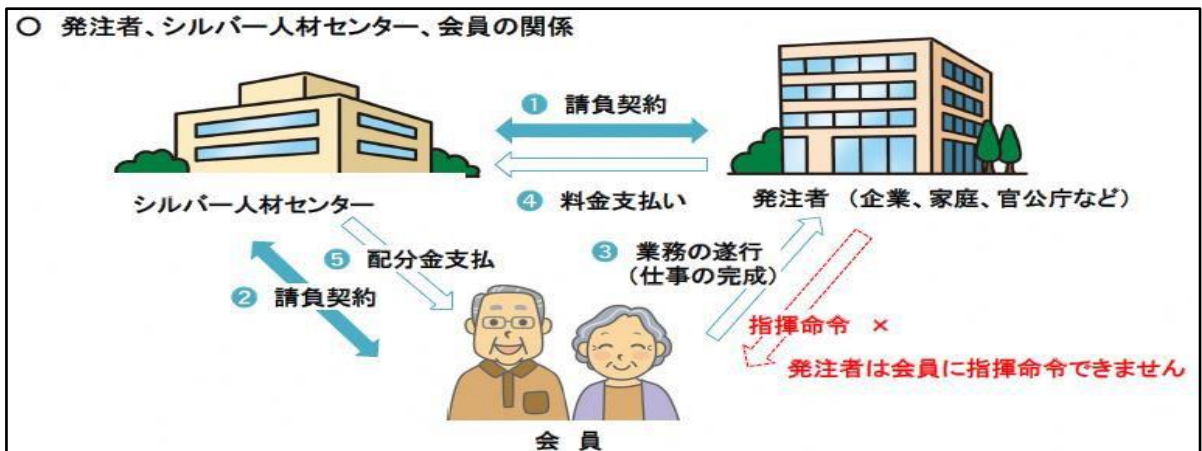
ア 自らが直接業務を行っていたが、災害等緊急の事情により再委託する必要があり、これを本市が認めたとき。

☆災害等により自ら履行することが困難となった場合、再委託しないと市民生活等に影響があるケースです。

イ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター（以下「シルバー人材センター等」という。）に3号随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）にて役務の提供を受ける契約をするとき。



☆シルバー人材センター等は、官公庁などから業務を請負などの形態により受注し、それらの業務を、就業を希望する高齢者（会員）の働く場として提供しています。また、シルバー人材センター等は、法に設置根拠を持った公益社団法人であり、就業を希望する高齢者と発注者を繋げる窓口的な機能を担っています。この時、発注者とシルバー人材センター等、会員との関係は、発注者とシルバー人材センター等が業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約をシルバー人材センター等と会員が締結して、業務を実施しています。一般的に、この形態は一括再委託に当たりますが、シルバー人材センター等の設置の趣旨を踏まえ、再委託の例外とし、再委託の承諾も要しないものとします。



出典：『シルバー人材センターの適正就業ガイドライン』

厚生労働省 全国シルバー人材センター事業協会

(4) 再委託する第三者が入札参加停止措置を受けている場合

宝塚市入札等参加指名停止基準（以下「停止基準」という。）では、入札参加停止措置を受けている第三者に再委託することはできません（停止基準第 6 条）。ただし、災害等の事情により緊急な対応が必要な場合や、著作権等の知的財産権を有する場合など、履行可能な第三者が限定される場合は、停止基準第 11 条ただし書を準用し再委託を可能とします。

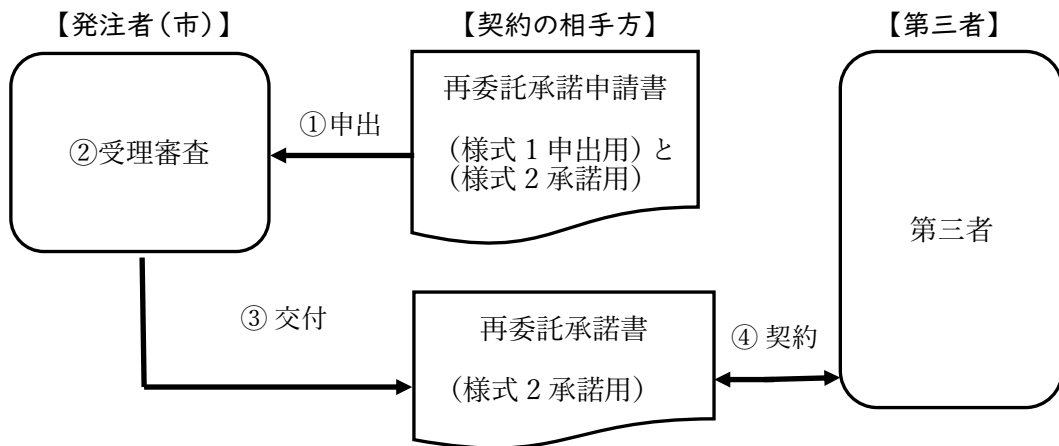
☆災害時の緊急対応やシステムの保守・開発など、再委託しないと市民生活等に影響があるケースです。

7 承諾手続き

- ・契約の相手方は、再委託しようとするときは、別紙「再委託承諾申出書（様式1・申出用）」「再委託承諾書（様式2・承諾用）」に必要事項を記載し担当課に提出するものとします。
- ・担当課は、申出書の内容を審査し、再委託が妥当と判断された場合には市長名をもって契約の相手方に「再委託承諾書（様式2・承諾用）」を交付するものとします。

【手続きフロー】

■再委託しようとするとき



8 無届けで再委託を行った者に対する措置

発注者の承諾を得ずに無届けで再委託を行った場合は、契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、入札参加制限や指名停止に該当することがあります。

※履行完了後、不適切な再委託が判明した場合も同様です。

9 再委託承諾申出書等

- ・再委託承諾申出書（様式1と様式2を提出）

10 その他

契約時に、契約の相手方に一括再委託等の禁止に係る文書（PIOの案内文）を手渡し、周知をお願いします。

11 再委託に関するQ&A

【再委託を禁止する案件の場合】

Q1: 案件によっては、再委託を禁止しなければならない案件もありますが、そのような場合などではどうすればよいですか？

A1: 仕様書において、一切の再委託を禁止する旨の記述をおこなうと共に、契約約款も修正しておく必要があります。担当課契約の場合は、案件の内容に応じ契約約款を修正して下さい。また、契約課契約の場合には、契約依頼の際に、仕様書に加えて修正後の契約約款を合わせて提出して下さい。

【印刷製本業務や物品調達の際の搬送】

Q2: 複写機などのリース機器をメーカーから直接市に納品する場合は、再委託の承諾を要しますか？

A2: リース契約はリース会社（契約の相手方）が複写機製造メーカーから新品を資産として購入し、その製品を市に賃貸借するものです。リース契約には納品、設置及び機器設定が含まれており、メーカー指定の技術者が同行するのが一般的ですので、承諾を要しないものとして扱います。

【事務のアウトソーシング等の業務委託】

Q3: 事務のアウトソーシング等の業務委託で、実際に業務に従事する者が、全て派遣社員である場合、当該業務は再委託に該当しますか？

A3: 派遣社員が、契約の相手方に派遣されたものである場合は、当該派遣社員への指揮、監督の権限は契約の相手方が持っており、履行の義務が第三者に委託されたわけではないため、再委託には該当しません。

【指揮、監督、検査等の監理業務を派遣社員が行うこととした場合】

Q4: 第三者に再委託した業務の監理等を自社の正社員ではなく派遣会社の派遣社員に任せる予定ですが、監理業務に直接関与していると言えますか？

A4: 監理等に当たる者については、必ずしも正社員である必要はなく、契約の相手方と人材派遣業者との派遣契約に基づく派遣社員であっても差し支えありません。直接的に契約の相手方が関与していると認められるかが問われます。

委託業務を再委託する場合は、事前の申出・承諾が必要です
《外注や下請けなどを発注する場合は十分ご注意ください》

市から委託を受けた業務を再委託※する際は、事前の申出・承諾手続きが必要です。

承諾を受けずに再委託契約を行った場合は契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、入札参加制限や指名停止に該当する場合があります。

○再委託を行う場合はあらかじめ市に申出書を提出し、事前に承諾を受けてください。

→ 再委託を承諾する場合、市は承諾書を交付します。

承諾書を受領した後に、再委託先と契約を結んでください。

ご不明な点がありましたら契約前は質疑にて、契約後は担当課にお問合せください。

市から委託を受けた業務

再委託出来ない

- ・当該業務の全部
- ・当該業務における基本的又は中心的な業務
- ・契約金額の1/2を超える業務(契約者が直接指揮、監督を行う場合を除く)

再委託出来る

申出・承諾が必要

- ・当該業務の附随的な業務
- ・当該業務の補助的な業務 など

承諾が不必要なもの

- ・簡易なもの(コピー・単純な集計・印刷製本・消耗品購入など…)

○再委託先の制限があります

→ 以下に該当する方に業務を再委託することは出来ません

- ・市の指名停止措置を受けている者、市の入札参加制限措置を受けている者
- ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

※「再委託」とは？

契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者に委託し又は請負わせることを言います。委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、発注前の申出手続きが必要です。(再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とします。)

(様式1)

年 月 日

宝塚市長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

再委託承諾申出書

年 月 日付で委託契約を締結した下記業務について、業務の一部を下記のとおり再委託したいので承諾願います。

記

1 件名

2 場所

3 再委託業務内容

4 再委託業者

(1) 住所

(2) 商号又は名称

(3) 代表者氏名

5 再委託における業務の担当責任者

6 再委託する業務の契約金額

7 再委託の必要性及び再委託予定者を選定した理由

8 添付書類(見積書等の業務内容及び再委託予定金額、同種業務の実績を示す書類等)

※必要に応じて実績等が分かる書類を提出してください。また、再委託先との契約書等は、承諾後に提出してください。

※複数の者に再委託する場合は、可能な限りそれぞれの役割及び体制が分かる書類を作成の上、提出してください。

※承諾を得て再委託となった者が、さらに第三者に委託(再々委託)する場合も、同様にガイドラインが適用されます。

(様式 2)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

宝 塚 市 長

再委託承諾書

年 月 日付で申請のあった再委託については、下記の条件を付して承諾します。

記

1 件名

2 場所

3 再委託業務内容

4 再委託業者

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名

5 再委託の承諾の条件

- (1) 受注者は、承諾を得て再委託の相手方となった者(以下「再委託相手方」という。)がさらに第三者に委託する場合であってもその業務を一括して委任又は請け負わせることはできない。
- (2) 受注者は、再委託相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果についての責任を負うこと。
- (3) 受注者は再委託相手方の業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。
- (4) 契約内容のうち、再委託相手方による業務の履行に係る部分について不適合があったときは、受注者がその不適合の責任を負い、誠実に業務を補正し履行すること。
- (5) 再委託にあつては、受注者は再委託相手方に対する対価の支払い等について、適正な取り扱いを行うこと。
- (6) 再委託相手方が、この承諾の条件に違反した場合には、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、本市はその一切の賠償の責を負わない。